

評議員候補者の推薦に関する選挙管理委員会規程

日本ゲシュタルト療法学会（以下「学会」という）の規約6条に基づく評議委員の選任にあたっては、この規程の定めるところによる。

（目的）

第1条 この規程は、学会規約8条に基づく評議員の選任に資するために、あらかじめ評議員候補者を推薦する手続きを定めることを目的とする。

（選挙管理委員会の設置）

第2条 前条の目的を遂行するため評議員候補者選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）を設置する。

（職務）

第3条 選挙管理委員会は、学会規約8条の規程に基づき、評議員候補の定数分を推薦するものとする。

2. 選挙管理委員会は、任期中に評議員の欠員があった場合、学会理事長の命により補充のための評議員候補者を推薦することができる。

（構成）

第4条 選挙管理委員会は、委員5名をもって構成する。

2. 委員は以下の基準により推薦された者を理事長が委嘱する。

（1）理事会の推薦による者

（委員長の互選）

第5条 委員長は委員の互選で決定する。

（任期）

第6条 委員の委嘱は、評議員改選の年の4月に行う。任期は3年間とする。

2. 欠員により後任として選任された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（会議）

第7条 選挙管理委員会は、委員長が招集する。

2. 選挙管理委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き、議決することが出来ない。ただし、当該議事について書面をもって、あらかじめ意思を表示し、委任状を提出した者は出席とみなす。

3. 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

（議事録）

第8条 選挙管理委員会の議事については議事録を作成する。

（情報開示の制限）

第9条 委員は、任期中に知りえた評議員候補者に関する個人情報を含む重要な情報などを、他に漏らしてはいけない。任期終了後も同様とする。

2. 委員会に出席した者は、委員会の議事の内容その他委員会で知りえた事項を他に漏らしてはいけない。

(選挙前報告)

第10条 委員会において推薦する評議員候補者を決定した時には、委員長は、速やかに理事長に報告をしなければならない。

(選挙後総会付議手続き)

第11条 理事長は、委員長から評議員候補者に関する報告を受けた後、同内容に関し理事会に報告し承認を得、同報告内容を総会議案として付議する手続きを行う。

(事務局)

第12条 選挙管理委員会事務は、その都度事務局を立ち上げる。

附則

1. この規程は、学会規約により平成27年7月18日から効力を発揮する。